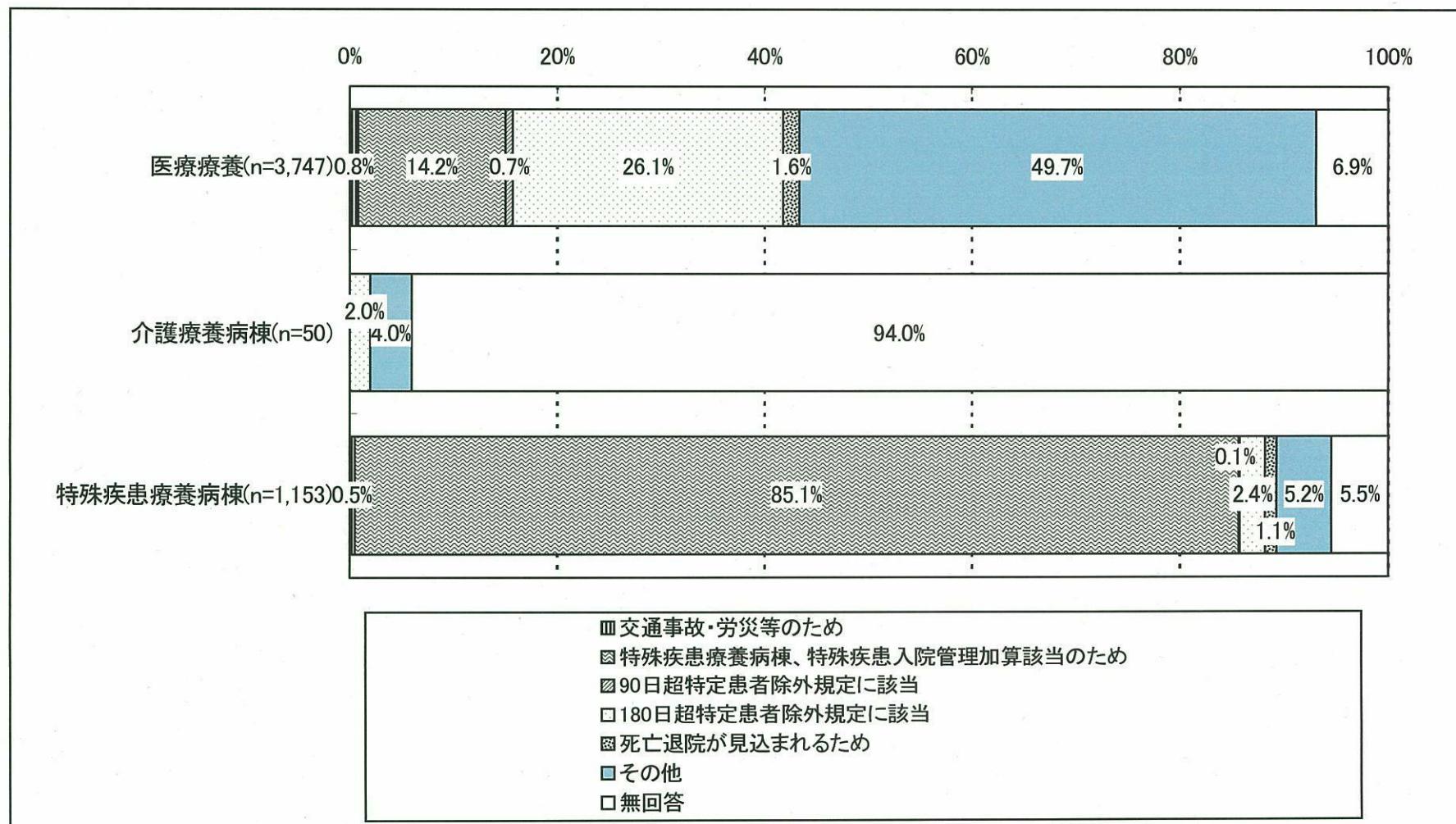


19) -4 要介護認定を受けていない理由（認定を受けていない 65 歳以上）：単数回答 【調査票 I 5】



参考1：厚生労働省「障害老人の日常生活自立度判定基準」

| | |
|-------|---|
| ランク J | 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 J-1. 交通機関等を利用して外出する J-2. となり近所へなら外出する |
| ランク A | 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 A-1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する A-2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている |
| ランク B | 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 B-1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う B-2. 介助により車いすに移乗する |
| ランク C | 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する C-1. 自力で寝返りをうつ C-2. 自力では寝返りをうたない |

参考2：厚生労働省「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」

| | | |
|---------|-----------|--|
| ランク I | | 何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 |
| ランク II | ランク II a | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭外で上記の症状が見られる。 |
| | ランク II b | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。家庭内でも上記の症状が見られる。 |
| ランク III | ランク III a | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。日中を中心として上記のような症状が見られる。 |
| | ランク III b | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。夜間を中心として上記のような症状が見られる。 |
| ランク IV | | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 |
| ランク M | | 著しい精神症状や問題行為あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 |

参考3：日常の意思決定を行うための認知能力

毎日の日課における意思決定。

| | |
|------------|---|
| 0. 自立： | 首尾一貫して理にかなった判断ができる |
| 1. 限定的な自立： | 新しい事態に直面した時にのみいくらかの困難がある。たとえば、普段は問題ないが、新しい検査を受けるときに指示に従えない、混乱するなど |
| 2. 軽度の障害： | 特別な状況において、判断力が弱く、合図や見守りが必要である。たとえば、普段は問題ないが、検査時は常に混乱するなど |
| 3. 中程度の障害： | 普段から判断力が弱く、合図や見守りが必要である |
| 4. 重度の障害： | 判断できないか、まれにしか判断できない |